令和8年度　邑南町農産物生産継続支援給付金の給付について

町では農産物の生産資材等の価格高騰が農業経営を圧迫し、販売農家のみなさんに営農継続の不安が増大していると考え、令和8年において国の重点支援地方交付金を活用し肥料高騰の影響を受けた農家に対して邑南町農産物生産継続支援給付金を給付することとしました。

以下の内容をご確認いただき、**令和９年１月20日までに申請**してください。

【給付金名称】 邑南町農産物生産継続支援給付金

【給付金対象者】

1　邑南町内に在住、又は事務所を有し、10a 以上の農産物の作付けがあること。

2　令和 8 年産農産物の生産・販売の実績があること。

3　令和 9 年産農産物の生産・販売の意思があること。

【給付金額の算定】

下記表のとおり（1 ほ場につき 1 回の作付けが対象です。）

給付対象作物（販売実績があること）	給付金額	対象農用地
野菜・果樹	2,000 円/10a	田、畑、草地
水稲等 水稲、新規需要米、穀物類、牧草、 その他肥料を使用している農産物	1,000 円/10a	

【提出書類】（1～3の書類は必ず提出。4の書類はJAに出荷販売がある場合には提出不要。）

1　（様式1）邑南町農産物生産継続支援給付金給付申請書

2　（様式2）宣誓書

3　（参考様式 1）給付金受取口座指定書

4　農産物の出荷販売を確認できる書類（納品書・請求書・通帳の写し等）

【給付時期（予定）】 令和 8 年 10 月下旬～令和 9 年 2 月中旬

【給付金申請書提出締め切り】 令和 9 年 1 月 20 日（厳守）

【申請書提出先】 邑南町役場産業支援課 ・ 羽須美支所 ・ 瑞穂支所

【問い合わせ】 邑南町役場産業支援課　0855－95－1116